

1. 通勤手当（国立大学法人琉球大学職員給与規程第28条、非常勤給与規程第8条）

■制度の概要

<支給要件>

通勤のため、交通機関等（バス、モノレール）や自動車等を使用しており、なおかつ通勤距離が徒歩により通勤するものとした場合に片道2km以上であること（歩行がすることが著しく困難な障害のある方はその限りではない）

<支給対象外>

徒歩通勤者、週4日未満又は週16時間未満の勤務形態の者、その他支給対象外の職種に就く者等

※在宅勤務する職員のうち在宅勤務の日を除いた1週間当たりの勤務を要する日が4日未満又は所定労働時間が16時間未満の者は当該在宅勤務の期間に限り支給対象外となります（届出不要）

<手当額（月額）>

1. 交通機関等利用者

通用期間が発行されている定期券の通用期間のうち、6ヶ月を超えない範囲で最長の期間の定期券の価額を通用期間の月数で除して得た額又は回数券21日分の運賃相当額若しくは現金で負担することとなる運賃のどちらか低額となる方

2. 自動車等の使用者

通勤距離（一般に利用し得る最短の距離）に応じた額（2,000 円～31,600 円）

■CHECK！

<現在手当の支給を受けていない方>

左記の支給要件を満たすこととなった場合は届出可能ですので、まずは各部署等の総務担当までご相談ください

<現在手当の支給を受けている方>

現在支給を受けている手当に関し、以下の事情がないかご確認ください



住居・通勤経路・通勤方法等の変更があった

（例）・住居を移転した
・バスによる通勤から自動車による通勤に切り替えた



勤務箇所の異動（配置換）があった

（例）・A部署からB部署への異動があった
（同一建物内の異動を除く）



雇用形態に変更があった

（例）・非常勤（常勤）から常勤（非常勤）になった
・週4日未満又は週16時間未満の勤務となった

該当する事項がある場合、届出が必要です。
各部署担当者までご相談ください。

2. 住居手当（国立大学法人琉球大学職員給与規程第27条、非常勤給与規程第9条）

■制度の概要

<支給要件>

自ら居住するための借家・借間を借り受け（扶養親族が借り受けている場合等も可）、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている。

または、単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている

<支給対象外>

職員宿舎に居住する者（医員を含む）、パートタイム非常勤職員、その他支給対象外の職種に就く者等

<手当額（月額）> 手当額に 100 円未満がある場合は切捨て

①家賃額 27,000 円超の場合:

（家賃額－27,000 円）× 1/2 + 11,000 円（ただし、上限 28,000 円）

②家賃額 27,000 円以下の場合: 家賃額－16,000 円

※単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅の場合は、上記手当額①②により算出される額のそれぞれ2分の1の額

■CHECK！

<現在手当の支給を受けていない方>

左記の支給要件を満たすこととなった場合は届出可能ですので、まずは各部署等の総務担当までご相談ください

<現在手当の支給を受けている方>

現在支給を受けている手当に関し、以下の事情がないかご確認ください



居住する住宅、家賃の額等に変更があった

（例）・転居した
・家賃の額が変わった
・借り受けの契約者が職員本人ではなくなった
・家賃の支払者が職員本人ではなくなった
・配偶者の居住する住宅に係る手当を受給している場合で、単身赴任手当の受給が終了した



雇用形態に変更があった

（例）・フルタイム職員からパートタイム職員になった
・非常勤（常勤）から常勤（非常勤）になった

該当する事項がある場合、届出が必要です。
各部署担当者までご相談ください。

3. 扶養手当(国立大学法人琉球大学職員給与規程第25条)

■制度の概要

<支給要件>

扶養親族がいる

※「扶養親族」とは、次の者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものをいう。なお、「他に生計の途がない」かどうかは、年間130万円以上の恒常的な所得(給与、年金、営業、事業、農業、不動産、株等)が見込まれるかどうか等で判断する。

- ・配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)
- ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫
- ・満60歳以上の父母、祖父母
- ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- ・重度心身障害者

<支給対象外>

非常勤職員、その他支給対象外の職種に就く者等

<手当額(月額)>

- 子: 10,000円(満16歳年度始めから満22歳年度末までの間にある子については1人につき5,000円を加算)
- 子以外: 6,500円(教授及び事務系部長(職務の級が8級の者に限る)については、3,500円)

■CHECK!

<現在手当の支給を受けていない方>

左記の支給要件を満たすこととなった場合は届出可能ですので、まずは各部局等の総務担当までご相談ください

<現在手当の支給を受けている方>

現在支給を受けている手当に関し、以下の事情がないかご確認ください



新たに扶養親族を有することとなった

- (例)・結婚により配偶者を扶養するようになった
- ・子が誕生した
 - ・配偶者等が離職等により所得が減額し、年間130万円未満となる見込みである
 - ・雇用保険の受給が終了した
 - ・父母への援助を開始した



扶養親族の要件を欠くこととなる者がいる

- (例)・扶養親族が就職や年金受給開始等により所得が増額し、年間130万円以上となる見込みである
- ・扶養していた配偶者と離婚した
 - ・扶養親族が死亡した
 - ・扶養している子が配偶者の扶養に入ることになった
 - ・雇用保険の受給を開始した
 - ・父母への援助を終了した

該当する事項がある場合、届出が必要です。

各部局担当者までご相談ください。

扶養手当の対象となっていない「事実上の配偶者」がいる場合、以下のリンク先(Forms)から事実上の配偶者の生年月日を申告いただけますと、琉球大学職員退職手当規程第1条の2第1項第1号のイに定める届出に該当することとなります。申告は任意となりますので、当該規程をよくご確認の上、必要に応じて申告ください。なお、当該者に係る扶養手当を申請する場合は本申告とは別に届出が必要となります。また、一度申告した者を取り消す又は別の者に変更する場合も同様に本リンク先から申告ください。

<https://forms.office.com/r/RHNJAvKexD>



※QRコードが小さくて読み取りにくい場合は、画面を拡大してみてください。なお、配偶者の氏名及び生年月日を総務部人事企画課給与係へ直接メール(電話不可)で申告いただいても構いません。

4. 単身赴任手当(国立大学法人琉球大学職員給与規程第29条)

■制度の概要

<支給要件>

「人事交流」により本学職員となったこと又は「事業場を異にする異動(いわゆる人事異動)」に伴い、住居を移転し、配偶者の就業等やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動前の住居から異動後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる職員のうち、単身で生活することを常況とすること

<支給対象外>

非常勤職員、その他支給対象外の職種に就く者等

<手当額(月額)>

30,000円から100,000円

■CHECK!

<現在手当の支給を受けていない方>

左記の支給要件を満たすこととなった場合は届出可能ですので、まずは各部局等の総務担当までご相談ください

<現在手当の支給を受けている方>

現在支給を受けている手当に関し、以下の事情がないかご確認ください



住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった

- (例)・職員又は配偶者が転居した
- ・同居していた中学生以下の子が高校生になった
 - ・同居していた中学生以下の子が高校生になった
 - ・配偶者のない職員となった

該当する事項がある場合、届出が必要です。

各部局担当者まで御相談ください。